

別表第1 (第2条関係)

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 外皮に面する開口部の断熱化に係る改修工事

	対象となる改修工事		モデル工事費 (省エネ基準) (／枚)	仕様・備考
	工事種別	開口部面積		
窓	ガラス交換※ ¹	1.4㎡以上※ ⁵	88,000円/枚	みらいエコ住宅2026事業 補助金交付要綱（令和7 年12月17日付国住生第 232号）（以下「国支援事 業要綱」という。）にお いて登録されている建材 のうち、省エネ基準地域 区分7に適合している 「省エネ」又は「省エネ・ 防音」の区分の建材又は、 カタログ等により、仕様 基準への適合が確認でき るものであること。
		0.8㎡以上1.4㎡未満※ ⁵	64,000円/枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満※ ⁵	24,000円/枚	
	内窓設置※ ² ・ 外窓交換※ ³	2.8㎡以上※ ⁶	200,000円/箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満※ ⁶	160,000円/箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満※ ⁶	136,000円/箇所	
ドア	ドア交換※ ⁴	開戸：1.8㎡以上※ ⁶	288,000円/箇所	
		引戸：3.0㎡以上※ ⁶		
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満※ ⁶	256,000円/箇所	
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満※ ⁶		

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	工事内容	断熱材の区分	モデル工事費	仕様・備考
外壁		A～C	168,000円/㎡	国支援事業要綱において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものであること。
		D～F	252,000円/㎡	
屋根・天井		A～C	60,000円/㎡	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/㎡・K）0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/㎡・K）0.034以下
		D～F	102,000円/㎡	
床		A～C	210,000円/㎡	
		D～F	316,000円/㎡	

2 設備の効率化に係る工事

設備種別		仕様・備考	モデル工事費
太陽熱利用システム※ ¹		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）	1,250,000円／戸
節水型 トイレ ※ ³	掃除しやすい 機能を有する もの以外のもの	国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により次の要件を満たすものであることが確認できること。 ＜節水に関する要件＞ JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」又はJIS A5207:2019又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有すること。	350,000円／台
	掃除しやすい 機能を有する もの	国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により上記の節水に関する要件を満たし、かつ、(1)～(3)のいずれかを満たすトイレであることが確認できること。 (1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。（第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。）	400,000円／台
高断熱浴槽※ ¹		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	1,200,000円／戸

高効率給湯機※ ²		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。	600,000円／戸
	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。	
	潜熱回収型 ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7% 以上であること。	
	潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール)	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6% 以上であること。	
	ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型 給湯機 (ハイブリッド 給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102 %以上であること。	
節湯水栓※ ³		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	100,000円／台
蓄電池※ ¹		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウム電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。	1,000,000円／戸
高効率エアコン		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定格冷房エネルギー消費効率の区分 (い) を満たすエアコンであること。	250,000円／台
第一種換気設備		国支援事業要綱において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 第一種換気設備(給気と排気の双方のために送風機を	700,000円／戸

	用いるもの)であり、熱交換機能を有する※⁴ 設備であることに加え、以下の(1)～(3)のいずれかを満たす設備であること。 (1) ダクト有り、DC モーター付き、有効換気量率80%以上 (2) B. ダクト無し、温度交換効率70%以上 (3) 比消費電力0.3W/ (m³/h) 以下	
--	--	--

※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機のいずれかの1台/戸を補助対象とする。

※3 設置を行った台数分を補助対象とする。

※4 給気と排気を同時に行う設備（同時給排）を対象とするが、給気と排気が一定時間ごとに切り替わる熱交換型換気設備を設置する場合は、全般換気（建築基準法施行令第20条の8に該当）として認められていることを確認した上で、第三者試験機関が実施した試験の「試験成績書」により該当するJIS（JIS B 8639：2017）に基づく性能値（熱交換効率等）を必須とする。

別表第2（第10条関係）

完了実績報告書に添付する書類
(1) 補助金精算額 内訳書
(2) 省エネ改修等工事の実施に要した費用の領収書の写し
(3) 現場工事写真（工程写真、完成写真等施工状況が適切に確認できるものに限る。）
(4) 出荷証明書
(5) 木造住宅耐震補強助成事業の交付確定通知書の写し（木造住宅耐震補強助成事業に係る耐震補強工事及び省エネ改修等工事を同時に実施する場合に限る。）
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類